

議案第 84 号

白岡市立学校設置条例の一部を改正する条例

白岡市立学校設置条例（昭和 48 年白岡町条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 1 項の表白岡市立大山小学校の項を削り、同表白岡市立白岡東小学校の項中「2 丁目 28 番 1」を「2 丁目 28 番地 1」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 項の表白岡市立白岡東小学校の項の改正規定は、公布の日から施行する。

令和 5 年 1 1 月 3 0 日提出

白岡市長 藤井 栄一郎

提 案 理 由

白岡市立大山小学校を学校規模適正化の視点を踏まえた統廃合を行うことに伴い、本条例改正の必要を認め、この案を提出するものである。